

改正 平成28年11月2日 原規規発第16110218号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド(原管P発第1306198号)の一部を次のように改正する。

平成28年11月2日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイドの一部改正について

実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイドを別添新旧対照表のように改正する。

附 則

1. この規程は平成28年11月2日から施行する。

実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイドの一部改正 新旧対象表

実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド(制定 平成25年6月19日 原管P発第1306198号 原子力規制委員会決定)

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p data-bbox="647 621 1032 688">実用発電用原子炉施設における 高経年化対策実施ガイド</p> <p data-bbox="694 1377 988 1587">平成25年6月19日 平成25年12月6日改正 平成27年10月7日改正 平成28年11月2日改正 原子力規制委員会</p>	<p data-bbox="1947 625 2332 693">実用発電用原子炉施設における 高経年化対策実施ガイド</p> <p data-bbox="1994 1381 2288 1549">平成25年6月19日 平成25年12月6日改正 平成27年10月7日改正 原子力規制委員会</p>

改正案	現行
目 次	目 次
1. 用語の定義 1	1. 用語の定義 1
2. 適用範囲 2	2. 適用範囲 2
3. 1 高経年化技術評価の実施及び見直し 2	3. 1 高経年化技術評価の実施及び見直し 2
3. 2 長期保守管理方針の策定及び変更 <u>8</u>	3. 2 長期保守管理方針の策定及び変更 <u>9</u>
3. 3 長期保守管理方針の保安規定への反映等 <u>9</u>	3. 3 長期保守管理方針の保安規定への反映等 <u>10</u>
3. 4 長期保守管理方針に基づく保守管理 <u>10</u>	3. 4 長期保守管理方針に基づく保守管理 <u>11</u>
附則 <u>11</u>	附則 <u>12</u>
(参考)	(参考)
高経年化技術評価書及び長期保守管理方針に関する 審査等 15	高経年化技術評価書及び長期保守管理方針に関する <u>国</u> の審査等 15

改正案	現行
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の22第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。)第82条の規定に基づく高経年化技術評価の実施及び長期保守管理方針の策定等、原子炉等規制法第43条の3の24及び実用炉規則第92条の規定に基づく保安規定認可及び変更認可の申請書(同条第1項第10号及び第25号に関するものに限る。)並びにこれらに関する手続きについて、以下のとおり示す。</p> <p>なお、上記の手続き等に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、実用炉規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、実用炉規則に適合するものと判断するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.、2. (略)</p> <p>3.1 高経年化技術評価の実施及び見直し</p> <p>高経年化技術評価の実施及び見直しに当たっては、以下の要求事項を満たすこと。</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 高経年化技術評価においては、機器・構造物の運転実績データに加えて、国内外の原子力発電プラントにおける事故・トラブルやプラント設計・点検・補修等のプラント運転経験に係る情報、経年劣化に係る安全基盤研究の成果、経年劣化事象やそのメカニズム解明等の学術情報、及び関連する規制・規格・基準等の最新の情報を適切に反映すること。</p> <p>また、原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行う発電用原子炉に係る運転開始後40年を迎えるプラントの高経年化技術評価には、当該申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のために実施した点検(特別点検)の結果を適切に反映すること。</p> <p>なお、運転開始後40年を迎えるプラントの高経年化技術評価を行うに当たっては、30年時点で実施した高経年化技術評価をその後の運転経験、安全基盤研究成果等技術的知見をもって検証するとともに、長期保守管理方針の意図した効果が現実に得られているか等の有効性評価を行い、これら結果を適切に反映すること。また、<u>運転開始後50年を迎えるプラントも同様とする。</u></p> <p>③を行うに当たっては、PLM基準 2008 版の3 最新知見及び運転経験の反映を用いることができる。</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の22第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。)第82条の規定に基づく高経年化技術評価の実施及び長期保守管理方針の策定等、原子炉等規制法第43条の3の24及び実用炉規則第92条の規定に基づく保安規定認可及び変更認可の申請書(同条第1項第10号及び第25号に関するものに限る。)並びにこれらに関する手続きについて、以下のとおり示す。</p> <p>なお、上記の手続き等に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、実用炉規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、実用炉規則に適合するものと判断するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.、2. (略)</p> <p>3.1 高経年化技術評価の実施及び見直し</p> <p>高経年化技術評価の実施及び見直しに当たっては、以下の要求事項を満たすこと。</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 高経年化技術評価においては、機器・構造物の運転実績データに加えて、国内外の原子力発電プラントにおける事故・トラブルやプラント設計・点検・補修等のプラント運転経験に係る情報、経年劣化に係る安全基盤研究の成果、経年劣化事象やそのメカニズム解明等の学術情報、及び関連する規制・規格・基準等の最新の情報を適切に反映すること。</p> <p>また、原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行う発電用原子炉に係る運転開始後40年を迎えるプラントの高経年化技術評価には、当該申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のために実施した点検(特別点検)の結果を適切に反映すること。</p> <p>なお、運転開始後40年を迎えるプラントの高経年化技術評価を行うに当たっては、30年時点で実施した高経年化技術評価をその後の運転経験、安全基盤研究成果等技術的知見をもって検証するとともに、長期保守管理方針の意図した効果が現実に得られているか等の有効性評価を行い、これら結果を適切に反映すること。また、<u>運転開始後50年以降も同様とする。</u></p> <p>③を行うに当たっては、PLM基準 2008 版の3 最新知見及び運転経験の反映を用いることができる。</p>

改正案	現行
<p>④ (略)</p> <p>⑤ 抽出された高経年化対策上着目すべき経年劣化事象について、以下に規定する期間の満了日までの期間について機器・構造物の健全性評価を行うとともに、必要に応じ現状の保守管理に追加すべき保全策(以下「追加保全策」という。)を抽出すること。</p> <p>イ 実用炉規則第82条第1項の規定に基づく高経年化技術評価 プラントの運転を開始した日から60年間(ただし、⑧ただし書の規定に該当する場合にはプラントの運転を開始した日から40年間とする。)</p> <p>ロ 実用炉規則第82条第2項又は第3項の規定に基づく高経年化技術評価 プラントの運転を開始した日から40年間に<u>同条第2項又は第3項に規定する延長する期間を加えた期間</u></p> <p>中性子照射脆化に係る健全性評価及び追加保全策の抽出に当たっては以下のとおりとすること。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象については、経年劣化を加味した機器・構造物の耐震安全性評価を行い、必要に応じ追加保全策を抽出すること。</p> <p>実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定による高経年化技術評価に係る耐震安全性評価は、規制基準(当該評価を行う時点後の直近の運転開始以後30年、40年又は50年を経過する日において適用されているものに限る。)の要求を満たすことが確認された確定した基準地震動及び弾性設計用地震動を用いた評価を行うこと。当該高経年化技術評価後に、当該評価に用いた基準地震動及び弾性設計用地震動が見直された場合には、高経年化技術評価を速やかに見直すこと。</p> <p>⑥を行うに当たっては、PLM基準 2008 版の6. 3. 4 耐震安全性評価を用いることができる。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 高経年化技術評価は、発電用原子炉の運転を断続的に行うことを前提としたもの及び冷温停止状態が維持されることを前提としたもの(燃料が炉心に装荷された状態のものを含む。以下同じ。)の各々について行うこと。</p>	<p>④ (略)</p> <p>⑤ 抽出された高経年化対策上着目すべき経年劣化事象について、以下に規定する期間の満了日までの期間について機器・構造物の健全性評価を行うとともに、必要に応じ現状の保守管理に追加すべき保全策(以下「追加保全策」という。)を抽出すること。</p> <p>イ 実用炉規則第82条第1項の規定に基づく高経年化技術評価 プラントの運転を開始した日から60年間(ただし、⑧ただし書の規定に該当する場合にはプラントの運転を開始した日から40年間とする。)</p> <p>ロ 実用炉規則第82条第2項第1号の規定に基づく高経年化技術評価 プラントの運転を開始した日から40年間に<u>同号に規定する延長する期間を加えた期間</u></p> <p>ハ <u>実用炉規則第82条第2項第2号の規定に基づく高経年化技術評価 プラントの運転を開始した日から50年間</u></p> <p>ニ <u>実用炉規則第82条第3項の規定に基づく高経年化技術評価 運転開始後50年を迎える高経年化技術評価については当該50年間に10年間を加えた期間(運転開始後60年以降も同様とする。)</u></p> <p>中性子照射脆化に係る健全性評価及び追加保全策の抽出に当たっては以下のとおりとすること。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象については、経年劣化を加味した機器・構造物の耐震安全性評価を行い、必要に応じ追加保全策を抽出すること。</p> <p>実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定による高経年化技術評価に係る耐震安全性評価は、規制基準(当該評価を行う時点後の直近の運転開始以後30年を経過する日又は以降10年ごとの日において適用されているものに限る。)の要求を満たすことが確認された確定した基準地震動及び弾性設計用地震動を用いた評価を行うこと。当該高経年化技術評価後に、当該評価に用いた基準地震動及び弾性設計用地震動が見直された場合には、高経年化技術評価を速やかに見直すこと。</p> <p>⑥を行うに当たっては、PLM基準 2008 版の6. 3. 4 耐震安全性評価を用いることができる。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 高経年化技術評価は、発電用原子炉の運転を断続的に行うことを前提としたもの及び冷温停止状態が維持されることを前提としたもの(燃料が炉心に装荷された状態のものを含む。以下同じ。)の各々について行うこと。</p>

改正案	現行
<p>ただし、以下のいずれかに該当する<u>場合</u>については、冷温停止状態が維持されることを前提としたもののみを行うこと。また、イ以外の<u>場合</u>で、現に発生した大規模地震等による影響により長期停止することが明らかな場合については、冷温停止状態が維持されることを前提としたもののみを行うことができる。</p> <p>イ 現に発生した大規模地震等による機器・構造物への直接の影響が生じている又はその有無の調査の実施のために、長期間停止することが明らかな場合</p> <p>ロ 実用炉規則第82条第1項又は第3項の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合で、運転開始以後30年又は<u>運転開始以後50年</u>を経過する日において、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。)(同日において適用されているものに限る。))に定める基準に適合しないものがある場合</p> <p>⑨ 高経年化技術評価は、以下に例示する運転経験や最新の知見等を評価の条件、評価方法に反</p>	<p>ただし、以下のいずれかの<u>期間</u>に該当する<u>期間</u>については、冷温停止状態が維持されることを前提としたもののみを行うこと。また、イ以外の<u>場合</u>で、現に発生した大規模地震等による影響により長期停止することが明らかな場合については、冷温停止状態が維持されることを前提としたもののみを行うことができる。</p> <p>イ 現に発生した大規模地震等による機器・構造物への直接の影響が生じている又はその有無の調査の実施のために、長期間停止することが明らかな場合 <u>3. 2③に規定する日から10年間</u></p> <p>ロ 実用炉規則第82条第1項の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合で、運転開始以後30年を経過する日において、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。)(同日において適用されているものに限る。))に定める基準に適合しないものがある場合 <u>運転開始後30年を経過する日から10年間</u></p> <p>ハ 実用炉規則第82条第2項第2号の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合(原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行うものに限る。)<u>延長する期間の初日から起算して当該延長する期間を経過した日から運転開始以後50年を経過する日まで</u></p> <p>ニ 実用炉規則第82条第2項第2号の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合で、かつ、ハ以外の場合 <u>運転開始後40年を経過する日から10年間</u></p> <p>ホ 実用炉規則第82条第3項の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合(運転開始後50年を迎えるプラントに係るもので、かつ、原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行うもの(延長する期間が10年を超える場合に限る。))に限る。)<u>延長する期間の初日から起算して当該延長する期間を経過した日から運転開始以後60年間を経過する日まで</u></p> <p>ヘ 実用炉規則第82条第3項の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合(運転開始後50年を迎えるプラントに係るもので、かつ、原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行うもの(延長する期間が10年を超える場合に限る。))に限る。)<u>で、運転開始以後50年を経過する日において、技術基準規則(同日において適用されているものに限る。))に定める基準に適合しないものがある場合 運転開始後50年を経過する日から10年間</u></p> <p>ト 実用炉規則第82条第3項の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合(運転開始後50年を迎えるプラントに係るもので、かつ、ホ及びヘ以外の場合に限る。)<u>運転開始後50年を経過する日から10年間</u></p> <p>チ 実用炉規則第82条第3項の規定に基づく高経年化技術評価(運転開始後50年を迎えるプラントに係るものを除く。))を行う場合 <u>運転開始後60年を経過する日から10年間、及び以降10年ごとに同様の期間</u></p> <p>⑨ 高経年化技術評価は、以下に例示する運転経験や最新の知見等を評価の条件、評価方法に反</p>

改正案	現行
<p>映させ、速やかに見直しを行うこと。また、<u>⑧ただし書の規定に該当する場合において、同規定に該当する場合ではなくなった場合も速やかに見直しを行うこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料劣化に係る安全基盤研究の成果 ・ これまで想定していなかった部位等における経年劣化事象が原因と考えられる国内外の事故・トラブル ・ 関係法令の制定及び改廃 ・ 原子力規制委員会からの指示 ・ 材料劣化に係る規格・基準類の制定及び改廃 ・ 発電用原子炉の運転期間の変更 ・ 発電用原子炉の定格熱出力の変更 ・ 発電用原子炉の設備利用率(実績)から算出した原子炉容器の中性子照射量 ・ 点検・補修・取替えの実績 <p>また、<u>運転開始後45年を経過する日から1年以内、及び運転開始後55年を経過する日から1年以内に</u>、上記に例示する運転経験や最新の知見等を評価し、高経年化技術評価の条件、評価方法への反映の要否について確認を行うこと。</p> <p>⑩ 高経年化技術評価を実施又は見直しをした場合は、下記の事項を記載した書類(以下「高経年化技術評価書」という。)を作成又は見直すこと。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 3. 3①に規定する期間に行う申請の時点において、技術基準規則(当該申請を行う時点後の直近の運転開始以後30年、40年又は50年を経過する日において適用されているものに限る。)に定める基準に適合していないものがある場合には、当該基準への適合に向けた取組及びそのスケジュール(原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行う発電用原子炉に係る運転開始後40年を迎える高経年化技術評価においては、設置許可基準規則第43条第2項に規定される可搬型重大事故等対処設備についても該当するものがある場合は記載すること。)</p> <p>ニ～ホ (略)</p> <p>ヘ 原子炉等規制法第43条の3の32第4項の規定による申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のために実施した点検(特別点検)の結果(運転開始後40年を迎えるプラントの高経年化技術評価を行う場合に限る。)</p> <p>ト～ツ (略)</p> <p>⑪ (略)</p>	<p>映させ、速やかに見直しを行うこと。また、<u>⑧イ、ロ又はへに該当する期間中において、それぞれ該当する場合ではなくなった場合も速やかに見直しを行うこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料劣化に係る安全基盤研究の成果 ・ これまで想定していなかった部位等における経年劣化事象が原因と考えられる国内外の事故・トラブル ・ 関係法令の制定及び改廃 ・ 原子力規制委員会からの指示 ・ 材料劣化に係る規格・基準類の制定及び改廃 ・ 発電用原子炉の運転期間の変更 ・ 発電用原子炉の定格熱出力の変更 ・ 発電用原子炉の設備利用率(実績)から算出した原子炉容器の中性子照射量 ・ 点検・補修・取替えの実績 <p>また、<u>運転開始後45年を経過する日から1年以内、及び以降10年ごとに同様の期間内に</u>、上記に例示する運転経験や最新の知見等を評価し、高経年化技術評価の条件、評価方法への反映の要否について確認を行うこと。</p> <p>⑩ 高経年化技術評価を実施又は見直しをした場合は、下記の事項を記載した書類(以下「高経年化技術評価書」という。)を作成又は見直すこと。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 3. 3①に規定する期間に行う申請の時点において、技術基準規則(当該申請を行う時点後の直近の運転開始以後30年を経過する日又は以降10年ごとの日において適用されているものに限る。)に定める基準に適合していないものがある場合には、当該基準への適合に向けた取組及びそのスケジュール(原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行う発電用原子炉に係る運転開始後40年を迎える高経年化技術評価においては、設置許可基準規則第43条第2項に規定される可搬型重大事故等対処設備についても該当するものがある場合は記載すること。)</p> <p>ニ～ホ (略)</p> <p>ヘ 原子炉等規制法第43条の3の32第4項の規定による申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のために実施した点検(特別点検)の結果(運転開始後40年を迎えるプラントの高経年化技術評価を行う場合(同項の規定による運転することができる期間の延長を行う場合に限る。))に限る。)</p> <p>ト～ツ (略)</p> <p>⑪ (略)</p>

改正案	現行
<p>3.2 長期保守管理方針の策定及び変更</p> <p>長期保守管理方針の策定及び変更にあたっては、以下の要求事項を満たすこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行う発電用原子炉に係る運転開始後40年を迎える高経年化技術評価に伴い策定する長期保守管理方針については、上記の追加保全策から抽出した項目にさらに3. 1⑤に規定する運転開始後40年を経過する日から10年以内の適切な評価が実施できる時期に監視試験片を取り出し、当該監視試験片に基づき監視試験を行うことを加えること。</p> <p>③ 長期保守管理方針の適用期間の始期は、以下のとおりとすること。</p> <p>イ 実用炉規則第82条第1項の規定に基づき策定されたものについては、運転開始後30年を経過する日</p> <p>ロ 同規則第82条第2項の規定に基づき策定されたものについては、運転開始後40年を経過する日</p> <p>ハ 同規則第82条第3項の規定に基づき策定されたものについては、運転開始後50年を経過する日</p> <p>④ (略)</p>	<p>3.2 長期保守管理方針の策定及び変更</p> <p>長期保守管理方針の策定及び変更にあたっては、以下の要求事項を満たすこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行う発電用原子炉に係る運転開始後40年を迎える高経年化技術評価に伴い策定する長期保守管理方針については、上記の追加保全策から抽出した項目にさらに3. 1⑤イ)に規定する運転開始後40年を経過する日から10年以内の適切な評価が実施できる時期に監視試験片を取り出し、当該監視試験片に基づき監視試験を行うことを加えること。</p> <p>③ 長期保守管理方針の適用期間の始期は、以下のとおりとすること。</p> <p>イ 実用炉規則第82条第1項の規定に基づき策定されたものについては、運転開始後30年を経過する日</p> <p>ロ 同規則第82条第2項の規定に基づき策定されたものについては、運転開始後40年を経過する日</p> <p>ハ 同規則第82条第3項の規定に基づき策定されたものについては、運転開始後50年を経過する日、及び以降10年ごとの日</p> <p>④ (略)</p>
<p>3.3 長期保守管理方針の保安規定への反映等</p> <p>長期保守管理方針に係る保安規定認可又は変更認可の申請にあたっては、発電用原子炉ごとに、以下の要求事項を満たすこと。</p> <p>① 長期保守管理方針の保安規定への反映に係る申請は、以下の期間に行うこと。ただし、合理的な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>イ 実用炉規則第82条第1項の規定に係るものについては、運転開始後28年9月を経過する日から3月以内</p> <p>ロ 同規則第82条第2項の規定に係るものについては、運転開始後38年9月を経過する日から3月以内で、かつ、原子炉等規制法第43条の3の32第4項の規定による申請の当該申請日以降</p> <p>ハ 同規則第82条第3項の規定に係るものについては、運転開始後48年9月を経過する日から</p>	<p>3.3 長期保守管理方針の保安規定への反映等</p> <p>長期保守管理方針に係る保安規定認可又は変更認可の申請にあたっては、発電用原子炉ごとに、以下の要求事項を満たすこと。</p> <p>① 策定された長期保守管理方針の保安規定への反映に係る申請は、以下の期間に行うこと。ただし、合理的な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>イ 実用炉規則第82条第1項の規定に基づき策定されたものについては、運転開始後28年9月を経過する日から3月以内</p> <p>ロ 同規則第82条第2項の規定に基づき策定されたものについては、運転開始後38年9月を経過する日から3月以内で、かつ、原子炉等規制法第43条の3の32第4項の規定により申請をする場合は当該申請日以降</p> <p>ハ 同規則第82条第3項の規定に基づき策定されたものについては、運転開始後48年9月を経</p>

改正案	現行
<p>3月以内</p> <p>② ～⑤ (略)</p> <p>⑥ 実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定による高経年化技術評価及び長期保守管理方針の策定に係る保安規定認可又は変更認可申請書については、その提出の時点後の直近の運転開始以後30年、<u>40年又は50年を経過する日までの将来の見込み</u>(同日において適用されている技術基準規則に定める基準に適合させる見込み又は原子炉等規制法第43条の3の32第2項の規定による認可の処分を受ける見込み(当該認可に係る延長する期間を含む。))に基づき策定し提出すること。当該見込みの変更に伴い当該提出書類の内容を変更する場合には、直ちに補正すること。</p> <p>3.4 (略)</p> <p>附 則(平成25年6月19日) (略)</p> <p>附 則(平成25年12月6日) (略)</p> <p>附 則(平成27年10月7日) (略)</p> <p><u>附 則(平成28年11月2日)</u></p> <p>1) この規程は、平成28年11月2日から施行する。</p> <p>様式、(参考) (略)</p>	<p>過する日から3月以内、及び以降10年ごとに同様の期間内</p> <p>② ～⑤ (略)</p> <p>⑥ 実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定による高経年化技術評価及び長期保守管理方針の策定に係る保安規定認可又は変更認可申請書については、その提出の時点後の直近の運転開始以後30年を<u>経過する日又は以降10年ごとの日までの将来の見込み</u>(同日において適用されている技術基準規則に定める基準に適合させる見込み又は原子炉等規制法第43条の3の32第2項の規定による認可の処分を受ける見込み(当該認可に係る延長する期間を含む。))に基づき策定し提出すること。当該見込みの変更に伴い当該提出書類の内容を変更する場合には、直ちに補正すること。</p> <p>3.4 (略)</p> <p>附 則(平成25年6月19日) (略)</p> <p>附 則(平成25年12月6日) (略)</p> <p>附 則(平成27年10月7日) (略)</p> <p>様式、(参考) (略)</p>